

報告資料

獵区（放鳥獵区）の狩獵の停止について

みどり自然課

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第二千七百二十五号

木曜日

平成二十九年
十月五日

木曜日

目次

告示

- 獵区の狩猟停止認可.....六七五
- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....六七五
- 道路の区域変更.....六七六
- 道路の供用開始.....六七六

公告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出.....六七六

教育委員会

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報.....六七七

告示

山梨県告示第三百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

- 第六十八条第一項の規定により次のとおり獵区における狩猟の停止を認可した。

平成二十九年十月五日

山梨県知事 後藤 康

山梨県告示第三百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように

- 一 獵区の名称 本栖放鳥獣獵区
- 二 狩猟停止の事由 適切な管理運営を行うことが困難であるため。
- 三 狩猟停止期間 平成二十九年十月十五日から平成三十一年十月三十一日まで

山梨県告示第三百二十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十九年十月五日

山梨県知事 後藤 康

山梨県告示第三百二十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十九年十月五日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 菅崎市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水害の防備

三 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(五) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南アルプス市役所に備え置いて総覽に供する。)

山梨県知事 後藤 康

鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律

(獣区管理制度の変更等)

- 第七十一条 獣区設定者は、獣区管理制度を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は獣区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受ければならない。
- 2 獣区設定者は、獣区管理制度のうち政令で定める軽微な事項を変更した場合は、通常なく、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条第一項の規定は、第一項の規定による変更及び廃止について準用する。この場合において、同項の規定による廃止については、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定めるところによる」とあるのは、「その旨及び廃止に係る区域」と読み替えるものとする。

2 前項の認可を受けようとする者は、同項の規程(以下「獣区管理制度規程」という。)に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 獣区の名称 二 区域

三 存続期間

四 専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲等を目的とする獣区(以下この節において「放鳥獣獣区」という。)においては、その旨及び放鳥獣をする狩猟鳥獣の種類

五 その他政令で定める事項

3 獣区の存続期間は、十年を超えることができない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獣の捕獲等の調整の必要の有無、第二種特定鳥獣管理制度計画に係る第二種特定鳥獣の管理に及ぼす影響の程度その他の事情を考慮して、これをしなければならない。

(土地の権利者の同意)

第六十九条 前条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、獣区における狩猟の管理について当該区域内の土地に關し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

(認可の公示)

第七十条 都道府県知事は、第六十八条第一項の規定による認可をするときは、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項を公示しなければならない。

2 第六十八条第一項の規定による認可を受けて獣区を設定した者(以下「獣区設定者」という。)は、その獣区の認可を受けたときは、環境省令で定めるところにより、その獣区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(獣区管理制度の変更等)

- 第七十二条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認めるとときは、獣区の認可を取り消すことができる。
- 2 第七十二条第一項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同項の規定中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)

- 第七十三条 国は、その設定した獣区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために必要なと認めると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該獣区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。
- 2 前項の規定は、地方公共団体が設定する獣区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。
- 3 第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、当該事務に要する費用を負担しなければならない。
- 4 受託者は、獣区内において狩猟をしようとする者から、その費用に充てるべき金額を徴収し、その収入どすることができる。

(獣区に係る特例)

- 第七十四条 獣区においては、獣区設定者の承認を得なければばならない。
- 2 放鳥獣獣区においては、当該放鳥獣獣区に放鳥獣された狩猟鳥獣以外について狩猟をしてはならない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令

(獣区管理規程の記載事項)

- 第三条 法第六十八条第二項第五号の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 獣区設定者の事務所の位置
 - 二 入猟申込みの手続
 - 三 入猟承認の基準
 - 四 入猟承認証の通知方法
 - 五 入猟承認料及びその納付の方法
 - 六 入猟承認証に關する事項
 - 七 入猟者の守るべき条件
 - 八 その他獣区の維持管理に關する事項であつて環境省令で定めるもの

(獣区管理規程の変更等)

- 第四条 獣区設定者は、法第七十一条第一項の規定により都道府県知事の認可を要受けようとするときは、獣区管理規程の変更の内容及びその理由又は獣区の廃止の理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 第五条 法第七十二条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(獣区設定手續)

- 第七十二条 法第六十八条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、獣区の区域及び位置を示す二万五千分の一以上の地形図、法第六十九条の同意を記する書面並びに獣区設定に關する予算を記載した書面を添え、これを都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 獣区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積並びにその土地及び水面における鳥獣の生息状況並びに獣区の維持管理に關する事務を委託する場合にあつてはその旨
 - 二 設定する日が属する登録年度及び翌登録年度における狩猟鳥獣の保護施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に關する事業計画
 - 三 一狩猟期間(法第十一条第二項の規定により限定されている場合又は法第十四条第二項の規定により延長されている場合は、その期間)の月別の入猟者(狩猟者登録に係る狩猟免許の種類別)及び捕獲等をされる鳥獣の種類別の見込数
- 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 3 獣区における狩猟の停止に係る法第六十八条第一項の認可の申請は、その事由を記載した書面を都道府県知事に提出して行うものとする。

(獣区に係る公示事項)

- 第七十三条 法第七十条第一項の環境省令で定める事項は、獣区設定者の名称、事務所の位置及び入猟承認料とする。
- 2 都道府県知事は、法第七十条第一項に規定する事項に変更があったときは、その変更の内容を公示するものとする。

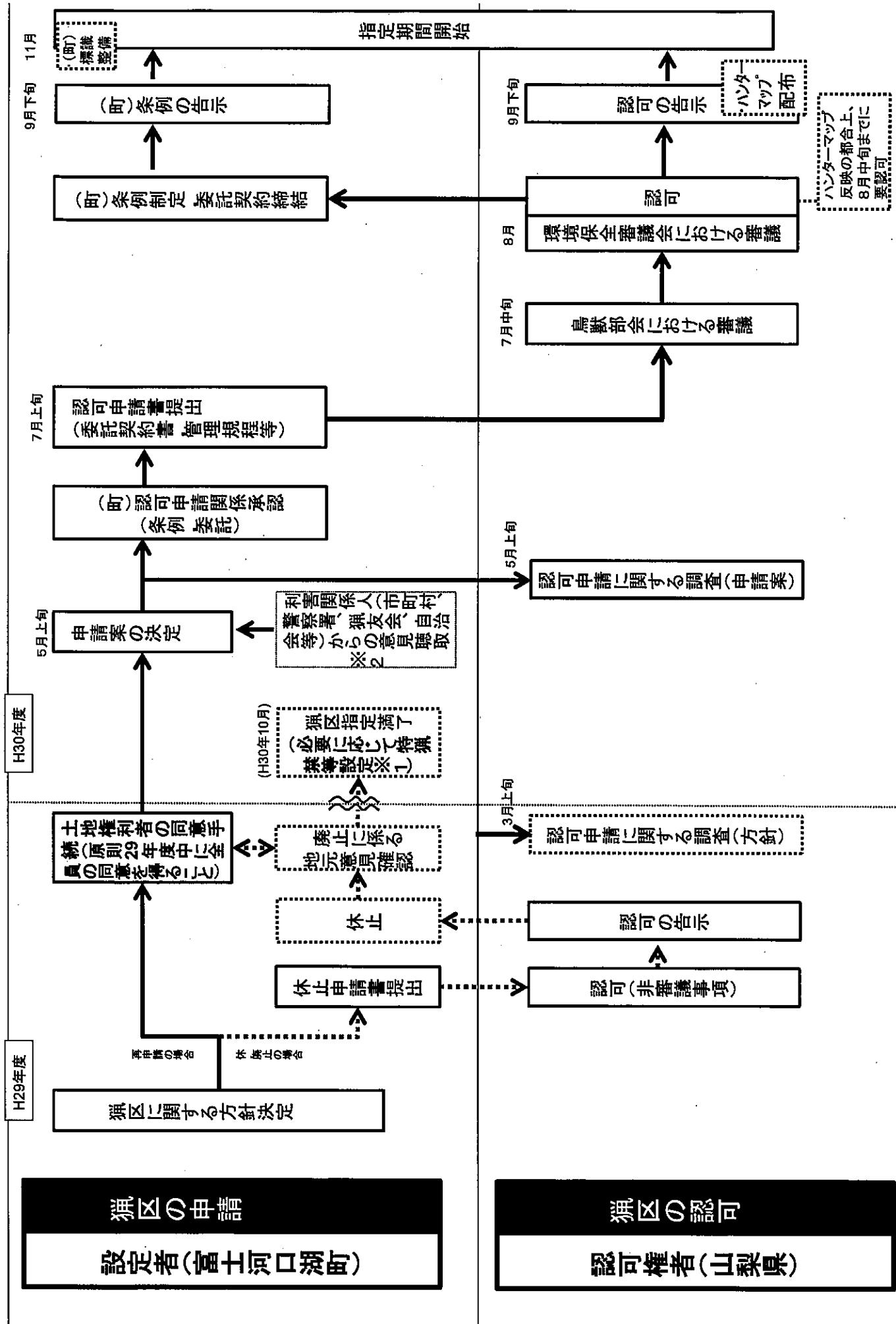
(獣区の標識)

- 第七十四条 法第七十条第二項の獣区の標識は、様式第二十のとおりとする。

(獣区管理規程)

- 第七十五条 令第三条第八号の規定により獣区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に關する事項
 - 二 狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に關する事項
 - 三 狩猟を禁止する区域の指定に關する事項
 - 四 捕獲等の数の制限に關する事項
 - 五 捕法又は捕獲員の制限に關する事項
 - 六 獣区内における鳥獣による損失の補償に關する事項
- 第七十六条 獣区設定者は、毎登録年度終了後三十日以内に、当該登録年度における次に掲げる事項を記載した獣区の成績報告書に、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に關する当該登録年度の事業報告書並びに翌登録年度の事業計画書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 開捕日数
 - 二 入猟申込者数及び入猟者数
 - 三 鳥獣の種類別の捕獲等の数
- 2 獣区設定者は、法第七十三条第一項又は第二項の規定により獣区の維持管理に關する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

獣区(放鳥獣獵区含む)の認可に係る手続きの流れ (平成29、30年度)



※1:特定期具使用禁区域設定等の申請を行う場合は、別途手続きが必要(H29年度末から手続開始となることに留意)
 ※2:反対意見があつた場合は、公聴会を開催し意見聴取を行うなどの調整を行うこと

